

介護保険料特別徴収(仮徴収)の

お知らせ

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444・FAX(43)5600

▼特別徴収(年金が年額18万
以上の人は、年金からの
天引き)について

介護保険料の特別徴収は、
4月・6月・8月の年金から
暫定額を納めていただく仮
徴収と10月・12月・2月の年
金で納めていただく本徴収
があります。

※仮徴収とは、前年度の保
険料を基に暫定額を徴収
させていただくものです。

※本徴収とは、年間の確定
した保険料から仮徴収で
納めていただいた額を差
し引いた額を徴収させて
いただくものです。

▼4月に特別徴収で保険料
を納める人

◆現在、保険料を特別徴収
で納めている人について
は、平成24年2月に特別
徴収により納めていた保
険料と同額を4月の年金
から暫定的に仮徴収とし
て納めていただきます。
※平成24年度の年間保険料
の決定通知は7月に郵送
します。

◆平成23年4月2日から平
成23年10月1日の間に、つ
ぎに該当する異動のあつ
た人は、4月の年金から



仮徴収として、保険料を
納めていただく場合があ
ります。

- ①すでに老齢(退職)年金な
ど(年額18万円以上)を受
給し、65歳に到達した人
 - ②65歳到達後に、新たに老
齢(退職)年金など(年額18
万円以上)を受給した人
 - ③老齢(退職)年金など(年額
18万円以上)を受給してい
る人のうち、住所変更の
届出を行った65歳以上の人
- ※該当の人には「平成24年
度特別徴収開始のお知らせ」
を4月1日に郵送し
ます。

◎平成24年度から平成26年
度の3年間、基準額(月額
保険料)について、第5期
介護保険事業計画に基づ
き変更を予定しています。

ロバ隊長でおなじみの 認知症サポーター 養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人
や家族を温かく見守る応援者(認知症
サポーター)になろう!

ト)を渡しています。2月10
日現在985人がこの講座
を修了し、認知症サポータ
ーとなりました。

▼ロバ隊長のステッカーを
差し上げています

認知症の基礎知識講座を
修了した認知症サポーター
がいる事業所に、認知症サ
ポーターキャラバンのマス
コット「ロバ隊長」のステッ
カー(寸法 275mm×19
0mm変型)を差し上げていま
す。(1事業所1枚、登録制)

▼受講グループを募集中

市内の集会所や事業所な
どに講師を派遣します。

内容 認知症の基礎知識に
関する講話(症状、早期診
断・治療の重要性、対応な
ど)

対象 市内在住・在勤の人
で構成するグループ(10人
以上)

※日時、場所は応相談。
講師 キャラバン・メイト

※認知症サポーターの講師
養成講座を受けたボラン
ティアです(派遣無料)。

申込み 介護福祉課高齢福
祉担当 ☎(42)8438・

FAX(43)5600

認知症サポーターは、認
知症について正しく理解し、
認知症の人やその家族を温
かく見守る応援者です。
できる範囲で活動(例えば、
学んだ知識を友人や家族に
伝える、認知症になった人
や家族の気持ちを理解する
よう努めるなど)していただ
くことによって、「認知症に
なっても安心して暮らせる
まち」へと繋がっていくこ
とを目的としています。

▼講座修了者は「認知症サ
ポーター」となります
認知症サポーターには「認
知症の人を支援します」と
いう意思を示す目印である
オレンジリング(ブレスレッ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

仮徴収のお知らせ

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線144・197・FAX(43)1125

▼保険税(料)の特別徴収(年金からの天引き)について

国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月の年金から暫定額を納めていただく仮徴収と、10月・12月・2月の年金で納めていただく本徴収があります。

※仮徴収とは、前年度の保険税(料)を基に暫定額を徴収させていただくものです。

※本徴収とは、今年度の確定した保険税(料)から仮徴収で納めていただいた額を差し引いた額を徴収させていただくものです。

▼4月に保険税(料)を特別徴収(年金天引き)で納めていただく人について

◆現在、保険税(料)を特別徴収(年金天引き)で納めている人については、平成24年2月に特別徴収(年金天引き)により納めていただいた保険税(料)と同額を4月・6月・8月の年金から暫定的に仮徴収させていただきます。

※4月・6月・8月の保険税(料)の仮徴収の通知書は、

平成23年7月に郵送しています。

※国民健康保険被保険者で平成24年度に75歳になる人や年金特別徴収の中止届を出された人などは普通徴収になります。

◆平成23年4月2日から平成23年10月1日までの間につき該当する場合は、4月の年金から仮徴収として保険税(料)を納めていただく場合があります。

①同じ世帯の国民健康保険の被保険者が全て65歳から74歳になった場合

②後期高齢者医療制度に入された場合(75歳になった人・転入などにより加入した人)

※該当の人には「特別徴収仮決定通知書」で3月下旬にお知らせします。

▼特別徴収の中止について
保険税(料)の特別徴収の対象となった人でも、申請により特別徴収(年金天引き)を中止し、口座振替に変更することがあります。お手続きについては、保険年金課までお問い合わせください。

国民健康保険・後期高齢者医療の人で高額な外来診療を受けるみなさんへ

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、1か月の窓口負担が自己負担限度額以上になっても、いったんその額をお支払いいただいたいていましたが、平成24年4月1日からは、「限度額適用認定証」や健康保険者証を提示することで、1か月の医療機関などの窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

※限度額適用認定証や健康保険者証を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。

年齢や加入する医療保険によりお手続きが異なりますので、詳しくは、担当までお問い合わせください。

問合せ 保険年金課 ☎(43)

1111

○国民健康保険担当

内線143・144

○後期高齢者医療担当

内線147・197

高額な外来診療の受診者	市役所での事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の人 ●70歳以上で 非課税世帯等の人	「限度額適用認定証」の 交付手続きをしてください。	「限度額適用認定証」を窓口 に提示してください。
●70歳以上75歳未満で 非課税世帯等ではない人	必要ありません。	「高齢受給者証」を窓口 に提示してください。
●75歳以上で 非課税世帯等ではない人	必要ありません。	「後期高齢者医療被保険者証」 を窓口 に提示してください。